

写

令和6年10月9日

宮城労働局長
小宅 栄作 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け宮労発基 0821 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金を次のとおり改正すること。

1 適用する地域

宮城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要
な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は
情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査
の業務

ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは
小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,012円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月15日